

沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金

(県内の私立高等学校等に通う生徒向け)

意志ある生徒が安心して教育をうけられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯を対象に、「奨学のための給付金」を支給します。

お知らせ (6/30)

令和2年度のみ、通信費にかかる給付金(1万円)が加算されることになりました！“様式9「オンライン学習の通信費にかかる誓約書」”の追加提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、オンラインでの学習機会が増加している状況を踏まえ、オンライン学習にかかる経費として1万円(家計急変による申請の場合は、月額千円)を加算します。(今年度のみ、非課税世帯のみ)

※ 生活保護世帯は、通信費が生活保護費に含まれるため、本給付金加算の対象外となりますのでご注意ください。

— 制度概要 —

★ 申請の対象となる世帯

令和2年7月1日現在、私立の高等学校等に在学する生徒がいる、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 生徒の保護者等が、沖縄県内に在住していること。
* 保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 保護者等全員の令和2年度(令和元年分)の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税であること。(生活保護受給世帯含む)
- (3) 生徒が平成26年度以降、沖縄県内の高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金(新制度)の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

★ 申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。



私立高校生
が対象です

★ 生徒一人あたりの給付額（年額） ※私立高等学校等の場合

世帯区分		通信制・専攻科以外	通信制	専攻科
1	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費)) 受給世帯	52,600円		
2	市町村民税所得割額 及び道府県民税所得割 が非課税の世帯 (上記1の場合を除く)	対象生徒が第1子	103,500 円	38,100円
3		対象生徒が第2 子	138,000 円	

◆生徒が第1子又は第2子のいずれに該当するかは、添付の確認シートで判断します。
お問い合わせの際は、確認シートをお手元にご用意ください。

◆世帯区分2及び3の世帯については、通信費にかかる給付として10,000円(家計急変により非課税世帯に相当すると認められる者については、月額 1,000円)を加算します。(令和2年度限り、世帯区分1(生活保護世帯)は対象外)

★ 提出書類 — 該当する世帯をご確認ください —

○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1号）」
- ②「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第2号）」
※7月1日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- ③「債権者登録申請書」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ④「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

○市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が全員「非課税」の世帯

(1)対象生徒が、「通信制及び専攻科の高校」に通う生徒の場合

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1号）」
- ②「令和2年度（令和元年分）課税証明書」（市町村発行）
※就学支援金の申請で学校に提出している場合、提出を省略できます。
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「債権者登録申請書」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ④「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

- ⑤「オンライン学習の通信費にかかる誓約書（様式第9号）」
※令和2年度のみ追加措置
- ⑥「個人要件確認書（様式8-1）」 ※専攻科のみ

(2)対象生徒が、「通信制及び専攻科以外の高校等」に通う生徒の場合

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1号）」
- ②「令和2年度（令和元年年分）課税証明書」（市町村発行）
※就学支援金の申請で学校に提出している場合、提出を省略できます。
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「債権者登録申請書」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ④「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑤「オンライン学習の通信費にかかる誓約書（様式第9号）」
※令和2年度のみ追加措置

なお別添の確認シートを確認し、対象生徒の他に保護者等に扶養されている15歳（中学生除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合等、対象生徒が「第2子」に該当するか審査するため、次の書類も必ず提出してください。

- ⑥「健康保険証のコピー」 ※生徒本人＋兄弟姉妹のうち1人分
- ⑦国民健康保険加入者は、「健康保険証のコピー」と「扶養誓約書（様式第6号）」
- ⑧紛失などの事情により健康保険証のコピーの提出ができない場合は、「扶養誓約書（様式第6号）」（提出できない理由を必ず記載すること）。事情によっては追加で書類提出をお願いすることもあります。

○新入生に対する一部給付の早期化について

負担の大きい新入生に対して4～6月分に相当する額の早期給付を受けることが可能です。早期給付を受給する場合は、上記2の提出書類において、前年度の課税証明書等を添付すること、及び4月1日現在を基準日とすることとします。

また、早期給付は、あくまでも給付金の一部受給であり、全額を受け取るためには、あらためて7月1日を基準日とした通常給付の手続を行う必要があることを留意ください。

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1号）」
- ②「令和元年度（平成30年年分）課税証明書」（市町村発行）
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「債権者登録申請書」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ④「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑤「オンライン学習の通信費にかかる誓約書（様式第9号）」
※令和2年度のみ追加措置
- ⑥「個人要件確認書（様式8-1）」 ※専攻科のみ

○家計急変世帯への支援について

課税世帯であっても、家計急変により保護者等の収入が激減したことで、非課税世帯に準ずると見なすことができれば、奨学給付金の対象とすることができます。

- ① 「給付金受給申請書（様式第1-4号）」
- ② 家計急変の事由を証明する書類
（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など）
- ③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
（家計急変前の課税証明書 の写し、会社作成の給与見込、直近の納付明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）など）
- ④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
（扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）
- ⑤ 「債権者登録申請書」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ⑥ 「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑦ 「オンライン学習の通信費にかかる誓約書（様式第9号）」
※令和2年度のみ追加措置
- ⑧ 「個人要件確認書（様式8-1）」 ※専攻科のみ

○奨学のための給付金の学校の代理受領について

奨学のための給付金は、保護者等に代わり学校が代理受領し学校徴収金に充てることができます。

学校の代理受領に当たっては、保護者等（申請者）が給付金の受領を学校に委任する必要があります。

代理受領を希望される場合は「委任状（様式7）」も申請書類に添付し、学校に提出してください。

★様式のダウンロードについて

沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/somushi/shigaku.html>

★申請書提出先及び申請期間について

各学校へお問い合わせください。

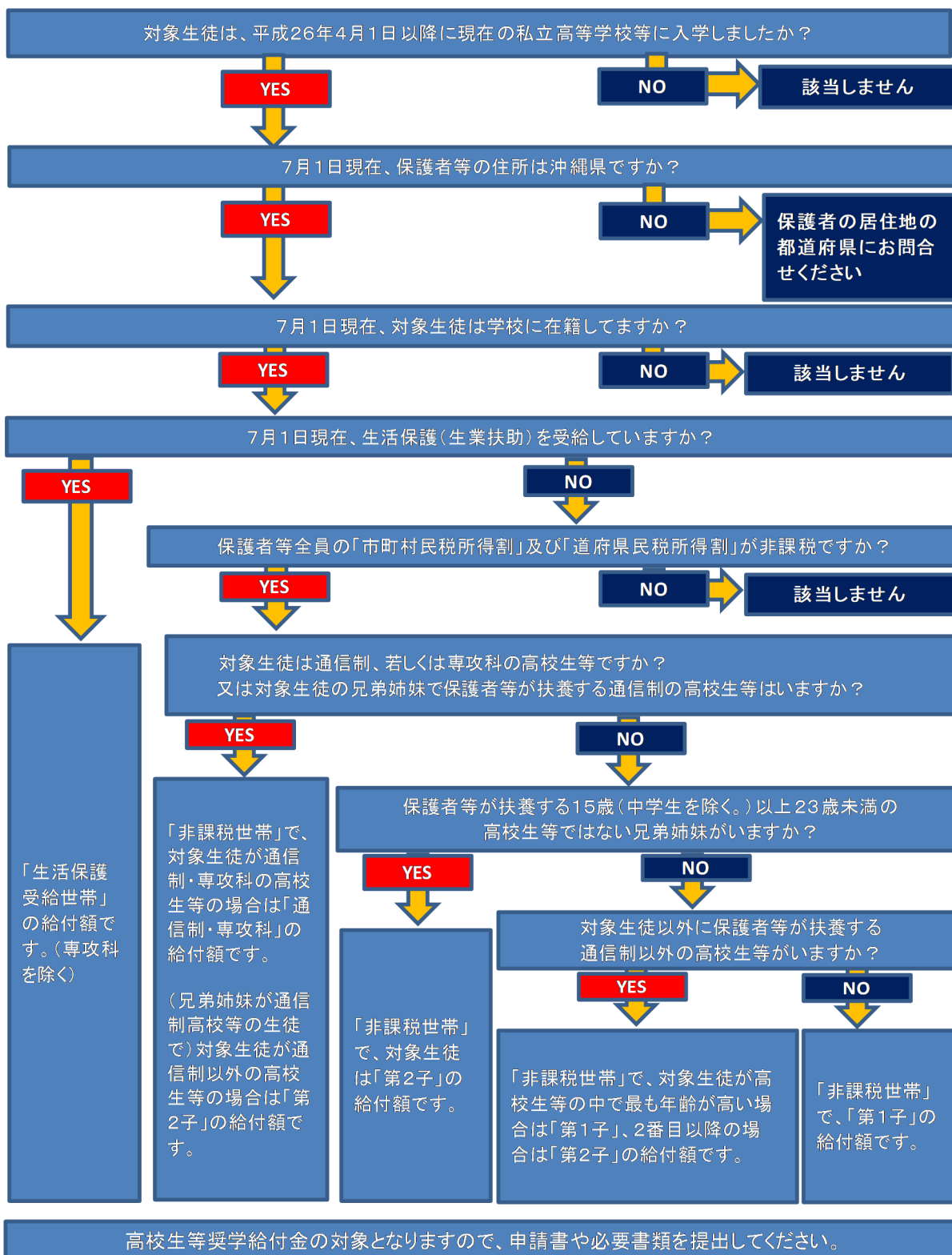
★その他の問い合わせ先

各学校若しくは

沖縄県総務部総務私学課 私学・法人班 「奨学給付金担当」

電話番号：098-866-2074

奨学のための給付金対象者及び給付金額確認シート



給付額について(年額)

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円		
非課税世帯(第1子)	84,000円	103,500円	36,500円	38,100円	36,500円	38,100円
非課税世帯(第2子)	129,700円	138,000円				